# 科研費

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号: 14501 研究種目: 基盤研究(A) 研究期間: 2011~2014

課題番号: 23243014

研究課題名(和文)集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討

研究課題名(英文) Remedies of Collective Interests: Interpretive Approaches and Legislative Proposals

### 研究代表者

窪田 充見 (Kubota, Atsumi)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:60186450

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 27,200,000円

研究成果の概要(和文):本科研では、社会においては、個人の利益に解消されないが、集団的な利益や集合的な利益があるのではないか、そして、そうした集団的利益・集合的利益を保護するためには、どのような法制度を設計することが考えられるのかといった問題に取り組み、消費者法、環境法、知的財産法などの分野における具体的な問題について成果を公表してきた。これらを踏まえると、私法と公法という枠組みを超えて、法の実現に関わる私人の役割を考える必要があることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文): We conducted a research on the problem that what legal system should be appropriate in order to protect collevtive inerests which cannot be reduced to indivisual interests. We publushed its results on specific issues in the field of consumer law, environmental law, intellectual property law and so on, which revealed that we should examine the role of private parties who participate in imlementing laws, beyond the dichotomy of private laws and public laws.

研究分野: 民事法学

キーワード: 民事法学

## 1.研究開始当初の背景

既存の法制度においては、民事法を中心に個人の権利や法益の保護を中心とした制度設計がなされる一方で、行政法や刑法においては、そうした個人の権利や法益に解消されない一定の公共的な利益を保護したり、価値を実現するしくみが用意されている。しかし、近年、さまざまな分野で生じている問題においては、そうした個人の権利や法益と公益とのいわば中間段階における集団的あるいは集合的利益をどのように保護していくのかが問題とされる場面が少なくない。その一方で、それらに対する研究は従来充分ではなかった。

たとえば、消費者の保護、住民の景観利益などについてはいくつか研究はなされていたものの、自然保護の利益等、集団や地域住民が文化的・歴史的な価値として有する利益、一定の集団やその構成員の名誉などについては、ほとんど手つかずの状況にあった。

## 2.研究の目的

このような集団的利益の保護をめぐっては、既存の法制度の枠組みの中で、こうした利益をどのように位置づけるのかという基本的な問題を出発点としつつ、それを具体的にどのようなしくみを通じて保護していくのかという点が問題となる。ここでは、民事法上、行政法上、刑事法上の救済や利益保護のそれぞれの役割分担が問題となると同時に、訴訟手続等を視野に入れた具体的な救済手段の検討が必要となる。

本研究は、集団的消費者被害、地域住民等の環境利益、集団の文化的・歴史的利益、 集団の名誉等の個別領域において具体的に 未解決な問題が残されているという認識を 出発点とし、さらに、そこでの救済手段の あり方について、問題領域横断的な研究と 民事法、行政法、刑事法のそれぞれの視点 から十分に連携した研究がなされることが、 実践可能で、整合的な問題解決のアプローチのためには不可欠であるという観点に立つものである。

## 3.研究の方法

研究は、現行制度を前提とする救済方法 の検討と立法論的な解決を含む救済システ ムの制度設計の検討の2段階に分けて行う。 各作業は、各研究者が個別に行う研究を基 礎としつつ、対象とされる問題領域ごとに 構成されるパート(消費者利益パート、環 境利益パート、文化的・歴史的利益パート、 集団的名誉パート)によるセミナー、ワー クショップを開催する。また、共同研究者 全員の参加する全体会議と研究統括者に よる合同企画会議を通じて、本研究課題に ついての協働を重視するとともに、各パー ト間の研究の進捗状況等について共有する。 さらに、シンポジウム等での開かれたディ スカッションや学会報告や論文の公表を通 じて、内外の研究者からの批判や意見を積 極的に受け止める態勢を整え、研究を深め ていくものとする。

## 4. 研究成果

本共同研究では、4年間にわたり、消費者利益、環境、知的財産等の問題に関して、異なる法領域の研究者の参加によって、特に保護される利益に焦点を当てた研究を行ってきた。そして、それぞれのシンポジウム、公開カンファレンス、ワークショップ、研究会については、各参加者によって執筆される論文等(以下の研究分担者の業績を参照)のほか、ホームページにおけるペーパーの公表、さらに、民商法雑誌におけるのは、の公表、さらに、民商法雑誌における場所の公表、さらに、2013年に開催された公開カンファレンスがあり、その内容については、「《特集》公法と私法における集団的・集合的利益論の可能性、民商

法雑誌 148 巻 6 号 (2013 年 9 月) に収められている) において, その成果を公表してきた。

2014 年度は 、この共同研究の最終年度であり、その柱となるものとして、知的財産権を素材として、シンポジウムを開催し、多くの聴衆を得て、活発な議論を行うことができた。

最終年度のシンポジウムにおいて,知的 財産権を素材とする問題を取り上げたのは, 特に次のふたつの理由によるものである。

まず、知的財産権に関する問題は、単に知的財産法という専門領域の固有の問題であるだけでなく、知的財産権をどのようなものとして構想するかという場面において、私的な権利と公共性との対立と相互の利益の衡量という性格が顕著に示され、法哲学的な観点、一般私法上の観点、さらには、その利益の実現のプロセスにも焦点を当てた行政手続法、競争法からの観点からの分析にも適したものであり、共同研究の総括としてきわめて適切なものと考えられたことによる。

さらに,4年間にわたる共同研究を通じ る中で強く意識されてきたことは,集団的 利益・集合的利益という問題が「私人によ る法の実現」という問題に直結し、さらに, 発展して検討されるべきである認識であっ た。こうした「私人による法の実現」とい う問題意識との関係でも,それに適した素 材として、このようなテーマを選んだもの である(なお、本共同研究においてその必 要性が鮮明に意識されることになった私人 による法の実現という問題については、平 成 27 年度基盤研究(A)「私人の権利行使 を通じた法の実現 - 法目的の複層的実現手 法の理論化と制度設計の提案」として採択 され,集団的・集合的利益に関する本共同 研究の成果を継承し、さらに発展させるこ とが可能となった)。

具体的には,シンポジウムにおいては, 窪田充見「知的財産法と不法行為法」にお いて,知的財産権についての構想が一般私 法との関係でどのような意味を有するかに ついて総論的な報告を行い、研究代表者で ある窪田がまず、今回の特集においては、 知的財産法における集合的利益の問題につ いて、総論的な観点からの検討を行い、さ らに,安藤馨「集団的行為主体と集団的利 益:その実在性を巡って」において,集団 的・集合的利益という観念についての法哲 学的分析がなされた。また,知的財産法の 専門研究者によるものとして,島並良「特 許法と公益」と上野達弘「著作権法と公益」 において, 社会契約的な観点からの知的財 産法の再構成の提示,権利者側の集団的利 益性の検討等がなされた。

また,シンポジウムと連携して開催された研究会において,池田千鶴「競争秩序は誰によりいかにして守られるか-行政措置、刑事罰、民事的救済の相互作用」,興津征雄「競争秩序と事業者の利益-公正取引委員会の処分・審決と抗告訴訟の原告適格をめぐって」において,JASRAC訴訟を素材として,行政手続法,競争法からの検討が行われた。

これらのシンポジウム,研究会における 内容は,上記の報告に加えて,前田健「商 標法と公益」による商標法の分析も加えて, 民商法雑誌の特集号に掲載される予定であ る。

# 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### [雑誌論文](計43件)

- 1.<u>窪田充見</u>: "親権に関する民法等の改正と 今後の課題" ジュリスト 1430 号. 4-11 (2011), 査読無
- 2.<u>中川丈久</u>: "集団的消費者被害救済制度と 行政法" 消費者法 3号. 24-32 (2011), 査読 無
- 3.中川丈久: "消費者法と行政法" 法学セミナー 681号. 14-17 (2011), 査読無

- 4.<u>島村健</u>: "合意形成手法とその限界" 「環境法大系」森罵昭夫先生喜寿記念論文集(商事法務)(松村弓彦=柳憲一郎=大塚直編). 305-330 (2011), 査読無
- 5.<u>島村健</u>: "環境団体訴訟の正統性について"「行政法学の未来に向けて」阿部泰隆先生古 稀記念'論文集(高木光ほか編)(有斐閣). 503-541 (2012), 査読無
- 6.<u>島村健</u>: "環境裁判例の動向" 民事判例 I I 2010 年後期(現代民事判例研究会編). 86-93 (2011), 査読無
- 7.<u>島村健</u>: "公害防止協定の法的拘束力" 自 治研究 87 巻 5 号 106-127 (2011), 査読無 8.<u>興津征雄</u>: "特許付与・無効審判・侵害訴訟-行政法学的分析-" パテント 64 巻別冊 6 号 1-18 (2011), 査読有
- 9.<u>興津征雄: "抗告訴訟における第三者の出訴可能性と処分性-相対的行政処分概念の示唆するもの-" 「行政法学の未来に向けて」阿部泰隆先生古稀記念(商木光ほか編)(有斐閣). 666-672 (2012), 査読無</u>
- 10.<u>八田卓也</u>: "消費者集合訴訟の追行者と当事者適格" 民事訴訟雑誌 58 号. 93-105 (2012), 査読無
- 11<u>.青木哲</u>: "不動産執行における執行債務者 と所有者の関係について" 民事訴訟雑誌 58 号. 147-164 (2012), 査読無
- 12.<u>窪田充見</u>: "債権法改正における民法と消費者法(債権修正中之民法輿消費者法)"情 宜法律(情宜大学・台湾)1号.9-65 (2012), 査読無
- 13. 磯村保: "消費者契約である建物賃貸借契約における更新料条項の効力" ジュリスト(平成23年度重要判例解説)1440号.66-67(2012),査読無
- 14.<u>八田卓也: "消費者集合訴訟の追行者と当事者適格" 民事訴訟雑誌 58 巻. 93-105 (2012), 査読無</u>
- 15.<u>田中洋</u>: "売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定 ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして" 私法 74 号. 212 218 (2012), 査読無
- 16.前田健: "スローガンと商標的使用 塾なのに家庭教師事件 東京地判平成 22・11・25" ジュリスト 1446 号. 106 (2012), 査読無17.池田千鶴: "独占禁止法1年の動き"日本経済法学会年報33号.158-170 (2012),査読無
- 18.<u>中川丈久</u>: "取消訴訟の原告適格について (1) - -憲法訴訟論とともに"法学教室 379号.67~81 (2012),査読無
- 19.<u>中川丈久</u>: "取消訴訟の原告適格について(2)--憲法訴訟論とともに"法学教室380号.97~110(2012),査読無
- 20.<u>中川丈久</u>: "取消訴訟の原告適格について (3・完) - -憲法訴訟論とともに"法学教 室 381号.72~87 (2012),査読無
- 21. <u>中川丈久</u>: "Roles of Public Law in Consumer Redress" 新世代法政策学研究 (Hokkaido Journal of New Global Law and

- Policy) 16号. 109~121 (2012), 査読無21.<u>中川丈久</u>: "国家賠償法1条における違法と過失について 民法709条と統一的に理解できるか" 法学教室 385号. 72~95 (2012), 査読無
- 22. 中川丈久: "行政事件訴訟法第2次改正シンポジウム" 判例時報 2159. 3~42 (2012), 23. 査読無
- <u>興津征雄</u>: "行政作用としての特許権発生と 特許無効 特許法 104条の3と行政法ドグマ ーティク "知的財産法政策学研究 38号. 13-75 (2012), 査読無
- 24.<u>興津征雄</u>: "憲法訴訟としての公法上の当事者訴訟(確認訴訟)" 曽我部真裕=赤坂幸一=新井誠=尾形健編『憲法論点教室』日本評論社 なし. 171 180 (2012), 査読無
- 25. <u>興津征雄</u>: "取消判決の第三者効" 宇賀克 也=交告尚史=山本隆司編『行政判例百選 II 〔第6版〕』(別冊ジュリスト) 212号. 434 - 435 (2012), 査読無
- 26.<u>島並良</u>: "知的財産の法的な保護と不保護 " 法学教室 379. 98-104 (2012), 査読無
- 27.<u>島並良</u>: "一般不法行為法と知的財産法" 法学教室 380. 147-154 (2012), 査読無 28.島村健: "復興と環境アセスメント" 不動
- 産学会誌 26 巻 3 号. 58-64 (2012), 査読無 29. <u>中川丈久</u>: "問題提起 行政法と民事法に 集団的利益・集合的利益はどのように存在するのか " 民商法雑誌 148 巻 6 号. 492~512 (2014), 査読有
- 30.<u>中川丈久</u>: "消費者 消費者法は行政法理 論の参照領域たりうるか" 公法研究 75 号. 188~203 (2013), 査読無
- 31. <u>興津征雄</u>: "グローバル行政とアカウンタ ビリティ - 国家なき行政法ははたして、また いかにして可能か" 社会科学研究 65 巻 2 号 57-87 (2014), 査読無
- 32.<u>池田千鶴</u>: "企業結合規制と特許の取得" 「競争法の理論と課題」根岸哲先生古稀記念 (有斐閣). 367-395 (2013), 査読無
- 33.<u>池田千鶴</u>: "独占禁止法における事実認定の在り方 行政訴訟と民事訴訟の交錯" 「経済社会と法の役割」石川正先生古稀記念(有斐閣). 225-260 (2013), 査読無
- 34.<u>島村健</u>: "環境基本法における手法に関する定めについて" 環境法政策学会誌 17 号. 51-67 (2014), 査読無
- 35.<u>島村健</u>: "環境条約の国内実施 国内法の 観点から"論究ジュリスト 7号.80-89 (2013), 査読無
- 36.<u>島村健</u>: "地球温暖化に関する条約の国内 実施"論究ジュリスト 7号.11-19(2013), 査読無
- 37.前田<u>健</u>: "地域団体商標制度の意義について"同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』235-263(2013)査読無38.<u>窪田充見</u>: "原子力発電所の事故と居住目的の不動産に生じた損害"法律時報86巻9号110-117頁(2014),査読無
- 39.窪田充見: "法における親子の意味 最高

裁平成 26 年 7 月 17 日判決を契機に"ジュリスト 1471 号. 66-72 (2014), 査読無

- 40.<u>窪田充見</u>: "不法行為法における法の実現 " 佐伯仁志編『現代法の動態 第2巻-法の 実現手法』77-109 (2014) 査読無
- 41.<u>八田卓也</u>"消費者裁判手続特例法の当事者適格の観点からの分析"千葉恵美子=長谷部由起子=鈴木將文編『集団的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務)381-410頁(2014),査読無
- 42.<u>島村健</u>: "環境法における団体訴訟"論究 ジュリスト 12号.119-130(2015), 査読無 43.<u>青木哲</u>: "高橋宏志ほか編『民事手続の現 代的使命・伊藤眞先生古稀祝賀論文集』(有 斐閣). 3-26(2015), 査読無

## [ 学会発表](計13件)

- 1.<u>八田卓也</u>: "消費者集合訴訟の追行者と当事者適格"日本民事訴訟法学会. 一橋大学2.<u>磯村保</u>: "「風評被害」と危険を回避する利益"「集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」に関するワークショップ. 神戸大学3.<u>中川 丈久</u>: "「消費者」"公法学会報告(招待講演). 法政大学
- 7.<u>窪田充見</u>: "「集団的な消費者利益の保護 と名誉・信用の保護について」"「集団的利 益または集合的利益の保護と救済のあり方 に関する解釈論的・立法論的検討」に関する ワークショップ. 神戸大学
- 5.<u>嶋矢貴之</u>: "「違法ダウンロード犯罪化について」刑事法の観点から"「集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」に関するワークショップ. 神戸大学
- 6.<u>島並良</u>: "「違法ダウンロード犯罪化について」知的財産法の観点から"「集団的利益 または集合的利益の保護と救済のあり方に 関する解釈論的・立法論的検討」に関するワ ークショップ. 神戸大学
- 7.<u>窪田充見</u>: "知的財産法上許容された行為 の不法行為法条の評価"公開カンファレンス 「知的財産法、不法行為、集団的・集合的利 益」. 神戸大学
- 8.<u>島並良</u>: "特許法と集団的・集合的利益"公開カンファレンス「知的財産法、不法行為、集団的・集合的利益」. 神戸大学
- 9.<u>興津征雄</u>: "イーライセンスによる審決取消等請求事件(JASRAC事件)の検討:取消訴訟の原告適格を中心に"集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」第5回ワークショップ、神戸大学
- 10.池田千鶴: "イーライセンスによる審決取消等請求事件(JASRAC事件)の検討:取消訴訟の原告適格を中心に"集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」第5回ワークショップ. 神戸大学
- 11.窪田充見: "不法行為 法の目的と役割 -

損害賠償を通じた法の実現"集団的・合利益 科研総括シンポジウム「利益の多様性と私人 による法実現」、神戸大学

- 12.<u>中川丈久</u>: "行政訴訟を提起する私人による法の実現" 集団的・合利益科研総括シンポジウム「利益の多様性と私人による法実現」. 神戸大学
- 13.<u>前田健</u>: "知的財産権による公益の実現" 集団的・合利益科研総括シンポジウム「利益 の多様性と私人による法実現」, 神戸大学

### [図書](計6件)

- 1.<u>窪田充見</u>: "家族法-民法を学ぶ" 有斐閣. 579 (2011)
- 2.大村敦志・河上正二・<u>窪田充見</u>・水野紀子 (編著): "比較家族法研究" 商事法務. 461 (2012)
- 3.<u>窪田充見</u>: "家族法 民法を学ぶ(第2版) " 有斐閣. 588 (2013)
- 4.大橋洋一,斎藤誠,山本隆司編著/飯島淳子,太田匡彦,大脇成昭,興津征雄,島村健, 徳本広孝,中原茂樹、原田大樹著: "行政法 判例集 II 救済法" 有斐閣. 486 (2012)
- 5. 濵本正太郎, <u>興津征雄</u>編著: "ヨーロッパ という秩序" 勁草書房. 258 (2013)
- 6.<u>窪田充見</u>: "ヨーロッパ私法の原則・定義・ モデル準則共通参照枠草案" 有斐閣 538 (2013)

#### 6.研究組織

(1)研究代表者

窪田 充見 (KUBOTA Atsumi) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号: 60186450

# (2)研究分担者

磯村 保 ( ISOMURA Tamotsu ) 早稲田大学・法学学術院・教授 研究者番号: 00030635

中川 丈久 (NAKAGAWA Takehisa) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:10252751

島村 健 (SHIMAMURA Ken) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:50379492

島並 良 (SHIMAMURA Ryo) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:20282535

八田 卓也 (HATTA Takuya) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:40272413

青木 哲 ( AOKI Satoshi )

神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:40313051

池田 千鶴 (IKEDA Chizuru) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:40346276

嶋矢 貴之 (SHIMAYA Takayuki) 神戸大学・法学研究科・教授 研究者番号:80359869

興津 征雄 (OKISTU Yukio) 神戸大学・法学研究科・准教授 研究者番号:10403213

前田 健 (MAEDA Takeshi) 研究者番号:80456095 神戸大学・法学研究科・准教授

田中 洋(TANAKA Hiroshi) 研究者番号:10456767 神戸大学・法学研究科・准教授